（道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示の一部改正）

第五条　道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第五百八十三号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の国土交通大臣が告示で定める外国の機関は、次の表のとおりとする。	道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の国土交通大臣が告示で定める外国の機関は、次の表のとおりとする。

名称	住所	備考
TÜV NORD Mobilitat GmbH & Co. KG	Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＣ08Ｈモード法及びＪＣ08Ｃモード法（以下「ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法」という。）、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＷＬＴＣモード法（以下単に「ＷＬＴＣモード法」）という。）並びに細目告示別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」（以下「光吸収係数の測定方法」という。）に限る。
（略）	（略）	（略）

名称	住所	備考
TÜV NORD Mobilitat GmbH & Co. KG	Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＥ05モード法、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＣ08Ｈモード法及びＪＣ08Ｃモード法（以下「ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法」という。）、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＷＬＴＣモード法（以下単に「ＷＬＴＣモード法」）という。）、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法（以下単に「ＷＭＴＣモード法」という。）並びに細目告示別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」（以下「光吸収係数の測定方法」という。）に限る。
（略）	（略）	（略）